

知多市公告第 7 1 号

知多農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、知多市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和 7 年 9 月 3 日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるとき、令和 7 年 9 月 3 日の翌日から起算して 1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 8 月 4 日

知多市長 宮 島 壽 男

1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

自 令和 7 年 8 月 5 日

至 令和 7 年 9 月 3 日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

知多市緑町 1 番地

知多市役所 農業振興課

農業振興地域整備計画を変更する理由

知 多 市

第 1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年 7 月 1 日法律第 5 8 号）に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第 1 3 条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第 2 変更の概要

1 農用地利用計画

(1) 農用地区域の編入

図面番号	所 在	編 入 の 理 由

(2) 農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
1	知多市八幡字池ノ下12	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない。

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない。

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない。

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない。

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない。

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない。

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない。